

平成29年度 品川区子ども・子育て会議  
第3回議事録

平成29年度 第3回 品川区子ども・子育て会議  
議事次第

日 時：平成30年1月30日（火）14:00～16:00

場 所：品川区役所議会棟6F 第一委員会室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 審議事項

- ①品川区子ども・子育て支援事業計画 中間年度見直し改訂版(最終案)について  
・第2回品川区子ども・子育て会議からの変更箇所について
- ②新規開設の特定教育・保育施設の利用定員について

(2) その他

- ①理念から捉えた子ども・子育て支援新制度について
- ②来年度の会議の予定について

3. 閉 会

## 1. 開会

### ■会長

- ・平成29年度第3回「品川区子ども・子育て会議」を開催する。
- ・出席状況を事務局から報告いただきたい。

### ■事務局

- ・本日は、委員20名のうち17名が出席。
- ・品川区子ども・子育て会議条例第6条3項により、定足数を満たし、本会議は成立する。
- ・傍聴者は3名。

## 2. 議事

### (1) 審議事項

#### ①品川区子ども・子育て支援事業計画 中間年度見直し改訂版(最終案)について

### ■会長

- ・本議題の説明を事務局から願います。

\*事務局より、資料1「品川区子ども・子育て支援事業計画 中間年度見直し改訂版（最終案）」について説明。

### ■会長

- ・今回の改訂では、「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」が別体系の「品川区子ども・若者計画」に分かれたこと、区内の教育・保育提供区域を6つに細分したことなど、従来の計画とは大きく見直された点がある。
- ・委員からのご質問・ご意見をお願いしたい。
- ・ご質問・ご意見はないようだが、後ほどでも何か思いついたらお願いしたい。
- ・次の議事に進める。

#### ②新規開設の特定教育・保育施設の利用定員について

### ■会長

- ・本議題の説明を事務局から願います。

\*事務局より、資料2「新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について」を説明。

■会長

・説明で新規開設施設の住所まで言っていたら、土地勘のある皆さんには大体の位置は把握できたかと思う。

・ご質問・ご意見をお願いしたい。

■委員

・新規開設施設では、朝何時から夜何時まで預かってもらえるか。

■事務局

・基本的には朝7時半から夜7時半まで預かっており、園により朝7時から、また、夜は8時や8時半までなど、さまざまである。

■会長

・細かい点はこれから決まると思う。事務局回答は現時点の見込みと理解いただきたい。

■委員

・保育事業が広く開放されて以降の事業者選定の方法はどうなっているか。

・事業の継続性担保について何か対策はしているか。

■事務局

・事業者選定は提案方式を採用している。区内で保育事業を希望する事業者から区に提案をいただき、区と協議しながら進めている。

・事業の継続性担保については、例えば施設について10年以上の賃貸借契約締結を条件として、一定期間は必ず運営してもらうことになっている。

■委員

・事業の継続性は場所の問題だけではなく、収益や人手の問題もある。例えば保育士を確保できず、継続困難となった場合、利用者にはどういう救済措置があるか。

■事務局

・これまで保育士不足で閉園となったケースはない。保育士の確保は何かあっても事業者の努力により、揃えていただいている。

・今後、万一そのようなケースが発生した場合には、区としても何か救済策をとる必要があると考えている。

#### ■会長

・今回、教育・保育提供区域を6つに分けたが、その中で保育園が不足している地区に特に参入してもらいたいというように区から事業者側に働きかけることはあるか。

#### ■事務局

・それはある。  
・例えば荏原地区には保育園が不足していて、区から事業者と同地区で開園してほしいと以前から声かけをしていた。その成果があらわれ、平成30年度には同地区での新規開園が果たされた。

#### ■会長

・区も単に受け身で待っているだけではないことがわかった。

#### ■委員

・例えば東大井・八潮地区では1号認定児童の受入定員が足りないが、どのようにして確保していくか。

#### ■事務局

・1号認定児童は基本的に幼稚園に通う児童だと考えている。  
・幼稚園には園バスもあり、保育園よりも広域で通園できる。区外の幼稚園へも通園できる。したがって、必ずしも1号認定児童数に合わせ、幼稚園をつくるということではない。

#### ■事務局

・今の説明のように、幼稚園の場合は、区外施設も含め広域通園が可能である。  
・幼児教育については、私立幼稚園が主、区立幼稚園が補完という考えで品川区はやってきたという歴史がある。  
・保護者もいろいろな幼稚園を見学などして、我が子に合った園を選択することが多い。  
・これらのことを総合的に勘案して、1号認定児童の受入定員は決めていて、資料1の17ページのように、平成29～31年度では1号認定児童の需給を満たしているとした。  
・ただ、ご指摘の東大井・八潮地区にはマンションが急増していて、そこの入居子育て家庭から、遠い幼稚園に通園するのは困難だとの声が上がれば、区としても検討したい。

#### ■委員

・資料の解釈としては、全体として見れば幼稚園数には問題なく、保育園数が足りないという理解すればよいか。

#### ■事務局

- ・はい。

#### ■会長

- ・幼稚園に関しては、地区内あるいは区内で完結するものではないとのこと。
- ・その上で区を6つの地区に分けたのは、ある意味、努力目標として、よりきめ細かく考えていこうというものだと理解したい。

#### ■委員

- ・区立幼稚園には、当然、区の統一した教育方針がある。
- ・他方、保育園は近年、いろいろな種類の主体が設置しているが、そこに何か統一した指針はあるか。
- ・利用者が保育の格差を感じない対策は何かあるか。例えば定期的に検査しているか。

#### ■会長

- ・国レベルでは、幼稚園には幼稚園教育要領、保育園には保育指針という統一したガイドラインはある。
- ・区としても、区の予算で補助等をしているので、必要に応じて指導・検査はしている。
- ・そのため、保育に関しては一定の水準を保っていると思うが、各園では独自の教育理念や保育理念を掲げているのも事実である。

#### ■事務局

- ・会長のご説明のように、一定の保育水準を保つため、また国の保育指針に適合するように、区は適宜、指導・検査等を行っている。
- ・その上で、各園で特色を出している。例えば資料2の不動前えほん保育園では、絵本を大事にした保育という特色を出している。

#### ■委員

- ・保育園が増えている中、区は園を選択する際の判断材料の1つとなるものを提供してはどうか。例えば都では福祉ナビゲーションで、保育園の活動内容を紹介している。
- ・保育の質の改善に向けて以下の3点を提案したい。
- ・私立保育園の園長にも若い方が増えてきた。保育の質の向上と区の基本方針の周知のためにも、年1～2回、園長向けの研修をしてはどうか。
- ・保護者の考え方やニーズが昔と比べ大きく変わってきた。私自身も、保護者の声にどう対応すべきか悩むことが多い。このような場合、区に相談できる窓口があるといい。

・日常の保育の中で起こるトラブルに関して、区に相談できる、小中学校（義務教育）のカウンセラー制度のような組織的な体制を整えてほしい。

■会長

・今のご提案は保育園の立場からだったが、幼稚園の立場からはどうか。

■委員

・保育の質の改善には、やはり研修は必要だ。幼稚園では、私立幼稚園協会でも年4～5回の研修を行っている。

・特に今年度については、幼稚園教育要領と保育指針が大きく変わったので、その周知のために研修の機会がぜひ与えられるといいと思う。

・研修を活発に行うためにも、区として講師費・会場費等への補助を検討願いたい。

■会長

・公募委員から何かご意見はないか。

■委員

・私の子どもは区立幼稚園に通っている。幼稚園を選ぶ際には、いろいろ見学して、我が子に合った園を選択した。

・しかし、保育園の場合は、園の保育理念よりも、通園のしやすさ、預かり時間等で選んでいるのではないかと推測する。

・各園で特色があるので、保育園も我が子に合った園を選べるようになるといいと思う。

■会長

・確かに保育園の場合には、とにかく仕事と家庭の両立が最優先で、選択している余裕がない傾向にはあると思う。

・最初の保育の質の改善に関する3つの提案について、区の見解を伺いたい。

■事務局

・私立保育園の園長向けに特化した研修については、確かに現在、そのような研修はない。保育園の場合、国の保育指針以外の点については各園で特色ある保育を目指しているため、その部分に区から何か申し上げることに難しい面がある。ただ、国の保育指針や基本的注意事項を広く園長の皆さんにも伝えていかなければならないと認識しているので、なるべく機会をとらえてお知らせをする場を持ちたい。他方、保育士向けの研修は現在も行って、来年度にはさらに拡充していく。

・保護者への対応については、区でも個別に相談の機会を設けているが、第一義的には私

立保育園に設置される第三者委員会的な制度である「運営委員会」で検討・対応されるものだと考えている。

- ・私立保育園からの相談に対する区の体制については、区でもこれまでの間も整えてきたが、まだ充実すべきだと認識している。今後、保育の質の確保に向け、さまざまに検討していきたい。

#### ■委員

- ・品川区では、私立幼稚園は各園で、私立保育園については、区が一定の条件に基づき、保育園への入園を決定している。そうであるなら、もし苦情があったら、保育園だけではなく、区へも相談できる体制があれば解決に向け前進すると思う。

#### ■事務局

- ・私立保育園には、先述の運営委員会があるので、まずはそこで苦情にどう対応するかを検討していただきたい。運営委員会とはそういう趣旨の組織だと認識している。

- ・また区にも直接、苦情が持ち込まれることがあるのも事実。その場合には、園長先生へ内容をお伝えし、園と区が連携して苦情に対する解決策を検討したい。

#### ■委員

- ・保育の質の担保に関して、別の観点から要望を述べたい。

- ・私は小規模保育所を運営しているが、運営者の立場としては、保育士には保育に専念してもらいたい。しかし、行政への報告書類が大変多く、書類仕事に多くの時間を割かれている。

- ・しかも、他区から通う児童の分や転園の場合などに他区の書類を作成するが、区ごとに書式が違って、作成が非常に大変だ。

- ・保育士の負担軽減、ひいては保育の質の改善のためにも、少なくとも23区内で書式を統一していただきたい。これは今後展開されるICT化に際しても同様である。

- ・この問題は区だけでは解決できないだろうから、区から都へ要望を上げていただきたい。

#### ■会長

- ・より緻密な行政をしようと思うと、提出すべき報告書類が増えてしまう。

- ・一方、保育の質を向上するには、保育士は児童・保護者との接触時間を多くとらなければいけない。

- ・両者のせめぎ合いが現場では起きているわけだが、今、区からも明快な回答は出てこないだろう。これは都あるいは国全体で考えるべき問題だと思う。

- ・以上で審議事項を終わる。

## (2) その他

### ①理念から捉えた子ども・子育て支援新制度について

#### ■会長

- ・ここで副会長より、資料4「理念から捉えた子ども・子育て支援新制度」に基づき、子ども・子育て支援新制度に関して、全体的な説明をしていただく。
- ・説明は新制度に関する情報の整理になるとともに、今後、我々がどういう視点で次期計画を検討すべきかを確認する意味でも重要だと思う。
- ・説明の後、審議事項を含めた質疑応答を行う。

#### ■副会長

- ・これから話す内容は、今後、次期子ども・子育て支援事業計画を委員の皆さんに検討していただくにあたり、新制度の基本的考え方・理念をご理解いただき、それを品川区で実現させるため、何かいいアイデアを出して、計画をよりよいものにしていく際の参考になればと思ってるものである。
- ・本題の前に、直前のご意見、すなわち書式の統一およびICT化について一言申し上げる。
- ・本件については現在、経済産業省で検討会を設けている。私とその座長を務めている。2020年には全国の区市町村で子ども・子育て支援策の見直しが行われるので、書式の統一化およびICT化を推進するには、よいタイミングだと思い、現在、検討会で鋭意審議中である。3月中には何らかの報告をする予定なので、もう少し検討の時間をいただきたい。
- ・それでは本題に入りたい。
- ・子ども・子育て支援新制度の根本的な理念は、すべての子ども・子育て家庭を対象とした切れ目のない支援を行うこと、子どもに対しては例外のない保育保障を実施することで、すべての子どもに最善の利益を保障することである。
- ・2年前のデータになるが、現在、全国に就学前の乳幼児は604万人、子ども・子育て家庭は485万世帯ある。これらすべてに先ほどの根本理念を実現する制度を目指しているが、制度を設計する際にはどうしても線引きが必要になる。新制度では児童を、資料4の8ページのように、1号、2号、3号と線引きしている。
- ・従来制度では施設（供給）側の視点に立ち、幼児教育を主担当とする幼稚園と、保育を主担当とする保育園が別体系として制度設計され、それぞれの制度が、すべての子ども・子育て家庭を対象としていなかった。これに対して新制度では、子ども・保護者（利用者あるいは需要）側に立ち、幼稚園と保育園を同じ土俵に乗せ、先ほどの根本理念を実現しようとしている。
- ・1～3号に規定されない子どもと家庭を私は便宜上、「0号認定」と呼んでいる（資料

4の8ページの図、左下の囲みを参照)。具体的には母親が育休をとったり、専業主婦として、在宅で子育てをしている家庭が想定される。

- ・実は0号認定の状態こそ、すべての子ども・子育て家庭の出発点とも言える。0号から、例えば親が子どもの健やかな成長を願い、在宅でも子育てはできるが、子どもが3歳になったときに、幼稚園に通わせるようとしたら1号認定になるし、あるいは母親が働いたり、育休明けで職場復帰したりしたら、2号または3号認定になる。

- ・従来は幼稚園と保育園が別体系だったので、働いていた母親が仕事をやめたら、保育園から幼稚園に転園したり、在宅で子育てしたりする必要があった。しかし、新制度では、保育時間の差はあるものの、認定こども園なら、そのまま同じ認定こども園に通い続けることができる。

- ・国が大枠の制度はつくったが、具体的に子ども・子育て支援事業計画を策定・実行するのは区市町村になる。これは地域で児童数や保育関連施設数の違いがあったり、保育における歴史があったりと、各地域の事情があるので、それを加味して具体的計画を策定・実行する必要があるからである。

- ・現在、子ども・子育て支援事業計画は第1期を推進中で、2020年度から第2期が始まる。今後、本会議では第2期計画を検討していくことになる。

- ・次期計画を策定するに際して、まず必要なのは現状の需要把握である。最も基本的なことは、現在、品川区には0号認定を含め、各号認定児童数は何人かであるが、この認定は常に流動する。例えば在宅保育(0号)から幼稚園等(1号)とか、保育園等(2号・3号)に移ることもあるし、1号から2号に移ることも考えられる。加えて、自然増や社会増による人口の変動もある。

- ・すなわち、需要は常に変わるが、どんなに変化しても、その需要を満たすだけの供給をしなければいけない。そうしないと新制度の根本理念を実現できない。

- ・しかも、供給の量だけを増やすのではなく、質も確保しなければいけない。そのために、さまざまな施策を立案・推進する必要がある。

- ・これまで本会議では、第1期計画策定時の需要予測と現状でどの程度のずれがあり、軌道修正をどうしていくかという観点での議論が中心だったが、これからは第2期計画期間中(2020~2024年度)の需要を予測し、それに基づき、各委員の立場から、子ども・子育て支援策がうまくいくように、重層的に意見を出していただくことが期待される。

- ・その需要予測も、事務局説明にあったように、今回から品川区を6地区に分けて、よりきめ細かく行う。これにより子ども・子育て家庭の最善の利益が図られる。例えば幼稚園なら園バスを利用すれば、区内全域/区外の幼稚園に通園可能だが、保育園の場合は、区の東端から西端へ、毎日、通園するのは事実上不可能だ。そのため、各地区で需要を予測し、供給を決定しなければいけないとなる。

- ・ここで、政府で閣議決定された幼児教育・保育の無償化について触れておきたい。

- ・現在、保育時間には標準時間保育で11時間、短時間保育で8時間がある。品川区の場合

には、この時間差によって保育料に2割の差を設けているが、多くの自治体では、わずかな差しか設けていない。そのため、金額がさほど変わらないならということ、多くの場合、必要もないのに標準時間保育を選択することになる。その点、品川区は過剰な保育利用をうまく抑制していると言える。

- ・こうした傾向にある中で、無償化により、さらに保育の長時間利用に拍車がかかるのではないかと懸念される。例えば幼稚園で預かり保育もしている場合、毎月、保育料+預かり保育料が必要となる。一方、保育園では保育料のみが必要。今回の無償化の対象は通常の保育料なので、保育園等はすべて無償になる一方、幼稚園で預かり保育をしていた場合には、預かり保育料は有償のままになる。それなら、本来、幼稚園で足りるところを、保育園で長時間保育をしてもらおうという傾向になる。

- ・無償化により、保育にかかるコスト意識の低下も懸念される。現在、23区の場合、0歳児保育には月40~50万円かかっているが、保育料は高くても5~6万円で、残余は公費(税金)で賄われている。無償化により、国民のコスト意識が低くなり、チェックの目が甘くなるのではないかと懸念される。

- ・また、政府は認可外施設の保育料も無償化の対象とすることを検討している。ただし、これには条件がつくので、同じ認可外施設でも無償化の対象となるところとならないところが出てくる。これも1つの問題である。

- ・こうした長時間利用の拡大とコスト意識の低下に加え、保育士不足も重なると、保育の質はどうなるかが心配になる。

- ・無償化により、子育て家庭の負担が軽減されるのは確かにいいことだが、国全体として見れば、無償化がバラ色の結果をもたらすかはわからない。

- ・また無償化により、本当に保育施設に通える児童が増えるかも疑問だ。というのは、現在既に、ほぼ100%の5歳児が通っている。3歳児でも87%は通っている。かつ無償化も低所得世帯には行われている。また多子世帯での無償化も所得別に始められている。ちなみに第3子以降は所得に関係なく無償となっている。

- ・もともと無償化は幼児教育を対象に始まったが、その後、政府は保育も無償化と決めた。つまり、もともとは保育時間の11時間あるいは8時間のうち、4時間分だけを無償にしようとしていたが、全保育時間を無償とした。これは制度の趣旨が混在していると言わざるを得ない。

- ・いずれにせよ無償化により保育の需要は増える。それも長時間利用が増える。その中で今後の需要予測および供給確保策をどうしていくかが問われている。

- ・以上のように、国の制度も動いている最中で、今後も国の動きについては情報提供していきたいが、根本理念には変更がない。委員の皆さんにはこの点だけはしっかりと押さえていただき、次期計画の検討に当たっていただきたい。委員の皆さんの役割は重要だ。

## ■会長

- ・無償化にかかわる問題点はよく理解できた。
- ・品川区でも乳幼児の他自治体からの転入が増えている中、無償化がどう影響するかはしつかり見極める必要がある。
- ・ご質問・ご意見をいただきたい。

#### ■副会長

- ・私から区に質問したい。
- ・昨年、首相の肝いりで「子育て安心プラン」が策定された。これと次期計画との関係を区はどうとらえているか。また同プランは本会議の検討対象となるのか。
- ・ちなみに子育て安心プランでは、2020年度までに待機児童の完全解消を目標とし、かつ今後、女性の就労率が80%になっても待機児童を出さないように供給量を増やすとしている。この実施計画も区市町村で立案・実行することになっている。

#### ■事務局

- ・現在の子ども・子育て支援事業計画は平成31年度（2019年度）まで、子育て安心プランは2020年までを対象にしているのので、両者をどう位置づけ、どう整合させるか、区としても検討中である。

#### ■副会長

- ・確かに区としても悩ましいと思う。ただ、子ども・子育て支援策全体を統合的に実施するためにも、本会議へ子育て安心プラン実施計画について情報提供をぜひお願いしたい。

#### ■委員

- ・資料4の4ページの「ベビーシッター利用者支援事業」は具体的にどのような制度か。

#### ■副会長

- ・全国保育サービス協会に国が財源を出して、同協会が企業を通じてベビーシッター利用者にクーポン券（割引券）を配付する事業である。クーポン券利用で、通常1時間2,000円の利用料が1,200円になったりする。
- ・これは国主体の事業のため、都も区も関与していない。

#### ■委員

- ・夜勤の方も多く、その方たちのベビーシッター利用を促す取組みが必要だと思った。

#### ■副会長

- ・夜間の方へのサポートについては、本制度ではなく、ファミリーサポート事業等で考え

られないかと、個人的には思っている。

・現在、夜間保育は全く不足しているので、子どものために質の高い制度を考えなければいけないと私も思っている。

#### ■会長

・私がかつて都庁に勤めていたときも、女性の管理職がベビーシッターの利用料金の高さには悲鳴を上げていた。当時、そのような声を受け、共済組合が半額補助を、また調布市では3分の1くらいの補助を始めていた。

・先ほどの説明では、国のベビーシッター利用者支援事業でも、半分までの補助はいかない感じなのか。

#### ■副会長

・正確な割引率は不明だが、相当メリットがある割引率だったと思う。

・ちなみに大企業と中小企業とで割引率に差があり、中小企業向けのほうが割引率は高かったと思う。

#### ■会長

・欧米諸国では、13歳など、ある程度の年齢の若者がベビーシッターの担い手になることがあるが、日本ではなかなかそうはいかない。この辺はお国柄かと思う。

・資料4の4ページにある「企業主導型保育事業」については、企業から区市町村へ情報提供する必要があるか。

#### ■副会長

・企業主導型保育事業は、認可外保育施設として（区市町村ではなく）都に届出義務がある。

・子育て安心プランの絡みで、企業主導型保育事業も待機児童対策の需給の中に入れてもよいことになる。同プランでは、現在5万人に達した企業主導型保育事業を、今後はさらに2万人増やす予定だ。

・次期子ども・子育て支援事業計画では企業主導型保育事業の数も反映させる必要があるので、区は都からいち早く情報を得て、区内事業者と連携しながら対応していくことが必要だ。

#### ■委員

・大規模マンションができると、その地区の保育需要が一気に増加する。

・大規模マンション建設の際には、マンション内に保育施設を設置することを義務づけて

いる自治体もあると聞くが、品川区ではどうか。また国の子育て安心プランでは、どう扱われているか。

#### ■副会長

- ・資料が手もとにないので正確なことは不明だが、国土交通省が、子ども・子育て支援の観点からも配慮した開発をするようにと通知していたと思う。また税制面でも、開発と同時に保育施設を整備すれば、優遇するようになっていたと思う。
- ・ただ、実際には、マンション建設地の自治体がどこまで関与できるかが大きいと思う。

#### ■委員

- ・児童相談所の立場としては、幼稚園・保育園が児童だけではなく、一番身近な存在として、保護者への支援にも携わっていただいているのは大変ありがたい。
- ・普段接している視点で、保護者の相談対応や助言をしていただけるか否かで、子ども・子育て家庭への効果は大きく違うだろう。
- ・親教育と言うと変だが、その種の教室や相談事業、その他保護者向けプログラムの充実に向け、区も支援していただきたい。

#### ■会長

- ・児童相談所では、児童虐待通報用電話番号「189（イチハヤク）」が導入されてから、通報件数も増え、児童虐待対応が大変重荷なっていると聞く。その中で幼稚園・保育園で保護者の支援を日常からしていただけると、児童相談所としても助かるのだと思う。
- ・また親教育については、品川区では、子育てとともに「親育ち」も目標に掲げている。保護者向けプログラムにも、関係者がそれぞれの立場で協力しながら、区民全体で子育てを支えていけたらと思う。

#### ■委員

- ・幾つかの企業主導型保育事業の立上げに携わったことがある。その経験から実態を申し上げたい。
- ・子ども・子育て家庭支援や企業の福利厚生観点からだけではなく、ビジネス的にも大変人気がある分野で、参入希望者が多い上、その種類も多様だ。
- ・ただ、保育の質から見た場合、疑問の多い制度・現状となっている。
- ・まず制度的には、園長には初心者でもなれるし、保育士有資格者も一定数いれば足りる。残りは未経験者でもいい。そのためか、最近は保育未経験の企業が参入することが非常に多い。
- ・また4月の開所に向けては、事業者は保育士確保に必死で、一度引退した保育士をパートタイムでもいいから、とにかく寄せ集めている。また園長としても、ビジネス的にうま

く回していかなければいけないので、必要最低限の人数で運営する必要がある。そういう中では、先ほどお話があった研修にだれか1人が出席したら、その日の保育所の運営はままならなくなる状態だ。

- ・企業主導型保育事業は国主導でやっているのだから区との連携は難しそうだし、実際、区主導の小規模保育所とは大きく違う。しかし、保護者にはその違いがなかなかわからず、0・1・2歳児を預けられるからということで利用されている方も多いと思う。また保育所ごとの保育の質の差も大きい。

- ・とにかく保育士の確保が大変で、各事業者はウェブやチラシで募集をかけているが、ビジネス的には幼稚園・保育園の園長経験者や現役保育士を高額の給与で集めるのも難しく、結果的には経験の浅い先生が集まりがちになる。

- ・以上が企業主導型保育事業の実態であるが、国主導といっても、各保育所には地域枠もあるし、区がその保育の質を全く無視するわけにはいかないと思う。

#### ■副会長

- ・企業主導型保育事業の保育士はその半数以上は有資格者でないといけない。この点は小規模保育所と同じである。

- ・保育所を実際に運営するのは当該企業ではなく、そこから委託された学校法人、社会福祉法人、医療法人等、既に保育施設を運営してきた法人が一般的には多いと理解している。

- ・また監査等も国から委託された児童育成協会によって行われている。同協会では、監査等に基づき、問題があると判断された施設には、しっかりと指導している。

- ・以上のように企業主導型保育事業の保育の質はおおむね担保されていると思うが、もし皆さんの中で問題があると思われる施設があったら、私にでもお伝えいただきたい。

#### ■委員

- ・資料4の10ページ記載の「親育ての支援」と「地域社会との共助」について意見・質問を述べたい。

- ・まず「親育ての支援」だが、本会議では、あくまで便宜上、親を利用者あるいは需要者と呼んでいるが、親は子育ての主体でもある。したがって、親が単に利用者の立場で、園や区に要望を出すだけという視点から、まずは脱却しなければいけないと思う。

- ・実際に保護者会が活発に活動している園もある。私の園では、園に対する軽微な苦情は保護者会でまず受けとめ、その対応や必要に応じて支援することを決めて、第三者委員会や園に手間をかけることは少なくなってきた。

- ・このように保護者同士のつながりを強め、保護者も一緒に子育てをするという意識・環境をつくっていければいい。そういう活動を活性化するために区も支援をいただきたい。

- ・次に「地域社会との共助」である。よく行政の資料には「地域で〇〇しよう」とか、「地域」という言葉が出てくるが、「地域」とは具体的にどの範囲で、そこに何を求めて

いるがわからない。この点、ご見識のある副会長にお答えいただくとありがたい。

#### ■副会長

- ・確かに「地域」という言葉自体は簡単だが、その意味するところは千差万別だと思う。
- ・しかし、我々に必要なのは、まずは我々が住む地域の実情を知ること、そして、そこからの一步をどう踏み出すかだと思う。
- ・例えば子どもの数、子育て世帯数、共働き世帯数、旧住民と新住民の混在率等々、数値化できるデータですら、まだよく把握できていないのではないかと思う。その上、その地域の歴史や文化など、目に見えないことを知る必要がある。
- ・地域を知り、住民がつながるのに一番効果的な方法は防災だと私は思っている。例えば阪神淡路大震災の際、自力で倒壊建物から逃げた人が70%だったが、残りのうちで一番多かったのは、近隣の人たちに助けられたというものだ（20%）。警察・消防に救助された人はわずか5～6%だった。自力救済（自助）は当然として、公助よりも共助のほうが震災時には有効だったわけで、地域防災では、やはり共助という視点が大切だ。
- ・私の知る静岡県浜松市にある保育園では、防災倉庫の備蓄品に加え、衛星携帯電話を置いて、災害時には近所の方々にその利用を開放することにしている。また、このことを地域住民に伝えている。
- ・もちろん防災以外にも、幼稚園・保育園が地域のつながりづくりに役立つ方法はある。それはバザーでも、祭りでも何でもいい。最初はあまり大層なことを考えずに、まずは顔の見える関係づくりから始めていければ、地域の住民の気持ちも変わっていくと思う。
- ・もっと砕いて言うと、子どもだけではなく、親にも楽しい幼稚園・保育園になればいいのではないか。

#### ■委員

- ・お話を聞いて、行政だけではなく、保護者の役割も大きいとわかった。

#### ■会長

- ・保護者が保育園の活動にボランティアで参加しているところは実際にある。
- ・「地域」という言葉の定義は難しい。ただ、例えば防災における地域のように、基本的には目に見える範囲だから、町会・自治会を指すのではないかと思う。
- ・また最近では、地域ではなく、SNSでつながるコミュニティーもたくさんある。
- ・住民が税金を出し合って公務員を雇い、日常の地域の活動を行ってもらっているが、本来、地方自治は住民みずからが参加するものだ。したがって、「行政」には、住民の活動も当然含まれる。納税者・住民として公務員にいろいろと意見を言うだけではなく、住民みずから汗をかき、自分がやるべきことはやりながら、住民同士が支え合っていくのが本来の姿だと思う。

- ・本会議では、地域の顔の見える関係の中で、住民が助け合うことをきちんとやっていきたいという考え方で、これまでも検討してきたつもりだ。

- ・以上ですべての質疑を終える。

## ②来年度の会議の予定について

### ■会長

- ・本議題について事務局より説明をいただきたい。

### ■事務局

- ・来年度第1回会議は6月頃の予定。日程が決定次第、各委員に連絡する。
- ・来年度は第2期品川区子ども・子育て支援事業推進計画の検討に入る。検討の内容も今年度と比べ幅広くなるため、委員の負担も増えるが、ご理解・ご協力をお願いしたい。

## 3. 閉会

### ■会長

- ・本日の会議を終了する。これで今年度の会議はすべて終了となる。来年度も引き続きお願いしたい。

— 了 —